

第一章 風景づくりの基本的な考え方

1. 風景づくりへの取り組み

- ① ゆっくり歩いて、風景を発見し、まちを好きになる気持ち、愛着を育くむ
- ② 地域と地域をつなぎ、多治見らしい風景を豊かにする
- ③ 人づくりから風景づくりを進め、将来にわたり生きた風景とする
- ④ みんなで住宅や商店街のまちなみを整えていく

① ゆっくり歩いて、風景を発見し、まちを好きになる気持ち、愛着を育くむ

見慣れたまちなみや短い距離でも、ゆっくり歩いてみると、思ってもみなかった発見があります。立ち止まって、周りの風景をじっくり観察したり、そこに住んでいる人、働いている人等と話をしたりすることで、風景に対する見方が変わってきたり、その地域を好きになる気持ちが生まれます。

また、歩いたときに、「美しい」と感じる風景や、安心した、なつかしい気持ちになる風景を地域で創っていくことで、そこで育った子どもたちの心にまちへの愛着や、好きになる気持ちを育むことができます。

「ゆっくり歩く」ことと、美しい風景とのつながりを大切にし、風景づくりの取り組みを進めていきます。

② 地域と地域をつなぎ、多治見らしい風景を豊かにする

多治見の各集落や地域には、他には見受けられない個性的な地域資源や、刻まれてきた歴史・文化・風習等があり、それぞれ異なる風景の特徴が醸し出されています。

しかし、多くの多治見の市民が、普段の自分の生活にこれらの風景が溶け込んでしまっているため、その風景の特徴や魅力に気づかないのが現状です。

多治見の各地域に住む人々が、互いの地域の状況を知らせあい、つながりあうことで、多治見全体の風景の、特徴や個性の質といった「らしさ」を、より深く、豊かにしていきます。

③ 人づくりから風景づくりを進め、将来にわたり生きた風景とする

多治見らしい風景に「人」の姿は不可欠です。

「陶器」、「古いまちなみ」、「川」等、多治見らしい風景資源は、そのままの姿で残すだけではなく、人々が活かすことでその姿を守っていくことが望まれています。また、人々がまちかどで挨拶の言葉をかわしたり、まちを歩いて楽しんだりしている風景が、いきいきとした、美しい風景として、市民から望まれています。

市民一人ひとりの「ふれあい」や「楽しみ」が、多治見の風景の一部となるような、「人づくり」から風景づくりに取り組むことにより、多治見の風景が将来にわたり「生きた風景」となっています。

④ みんなで住宅や商店街のまちなみを整えていく

美しい風景とは、歴史的に価値のある建造物や、有名な景色等だけで成り立っているものではありません。住宅地や商店街等、何気ない日々の暮らしの場が、そこで生活する人々によって、愛着を持って手入れされていくことにより、美しい風景が結果として生まれるものです。

みんなが普段の生活の中で、住宅地の身近な緑を増やし、商店街の形態を整えることで、まちの賑わいとゆとりを生み出し、美しい風景が創られていきます。



サイクリング時の風景



市之倉さかづき美術館



虎溪用水広場（たわけまるけ）



銀座商店街

2. 風景づくりの基本的な進め方

① 風景づくり作法の実践

規制としてのルールではなく、一人ひとりが美しいまちに住むためのマナー（＝風景づくり作法）を実践していきます。

美しいまちに住むためには、美しい風景を創る作法（＝風景づくり作法）を明らかにし、これを守ることが大切です。

風景づくり作法とは、規制としてのルールではなく、「美しいまちに住みたい」という想いをかなえていくためのマナーであり、一人ひとりが自分の家、或いは店、会社、工場で何をしたら良いのかを具体的に考えるものです。

今後、市民と行政が協力して、どんなことをやっていったらよいのかを調べ、考え、まとめていく必要があります。その過程を通して風景に対する関心を高め、美しい風景を創るために自分が果たす役割を認識できるようになることが望ましいと考えます。

市民と行政が必要と考える「風景づくり作法」を明らかにしていくとともに、家や事業所で十分活用していけるようにします。



ながせ通り

② 一人ひとりの風景づくり

市民と行政等、多治見の風景に関わりのある一人ひとりが、風景に影響を与える活動をする際には、周りの風景に配慮します。

施設の新築等や開発事業等を行うときは、周りの風景に配慮することが必要です。

まちの風景には、大規模な施設もありますが、小さな住宅や店舗等がその多くを占めています。条例の中で大規模な施設について規制をかけても、それは最低限のルールであり、守ったからといって必ずしも美しい風景が創り出されるとは限りません。美しい風景を創り出していくためには、高い理想に向かって小さな施設の所有者等一人ひとりが風景を意識することが大切です。



滝呂町のまちなみ

③ 自然環境への配慮

市民と行政等、多治見の風景に関わりのある一人ひとりが、自然環境に配慮するとともに、後世に引き継いでいきます。

市民と行政等、多治見の風景に関わりのある一人ひとりが、水循環、生態系等の自然環境に配慮するとともに、これらを後世に引き継ぐよう努めていかなければなりません。

多治見市では環境基本条例が制定され、市民の環境に対する意識が高まっています。人の活動が、利便性や経済性を優先するあまり、自然環境に大きな負荷をかけ、自然が本来持っている回復能力を超えるようになりました。生態系や水循環等の自然環境がこわれてしまえば災害等を引き起こし、人の生活の安全も確保できなくなります。現在の自然環境を守り維持していくにとどまらず、新たな環境を創出し、後世に引き継ぐことが私達の義務です。



ダイサギ

④ 緑の風景づくり

市民と行政等、多治見の風景に関わりのある一人ひとりが、
周囲の豊かな緑や身近な緑を守り、育て、創り出していきます。

市民と行政等、多治見の風景に関わりのある一人ひとりが、緑の風景づくりを推進するため、周囲の豊かな緑や身近な緑を守り、育て、創り出すよう努めていかなければなりません。

自然環境、特に緑は、子供達の感性を磨き、豊かな心を育て、快適でうるおいのある生活環境を保全していくうえで、将来に残すべき市民の貴重な財産であり、緑の質を高め、量を確保していくことが大切です。

市街地を取り囲む斜面緑地は、多治見の風景において大きな特色となっていますが、これも上空から見れば細長い線であり、放っておけば失われてしまうおそれがあります。斜面緑地を将来にわたって残していくための手立てを考えていかなければなりません。

市街地においては土の部分が少なくなり、緑が減少し、自然の生態系と触れ合う「生きた緑」も減少しています。既存の制度も利用しながら、市街地の緑を積極的に増やしていかなければなりません。

また、徐々に失われつつある農地は、貴重な緑地空間として美しい風景の資源であるだけでなく、雨が降った時の遊水地の役割を持っています。農地を守り、残す手立てを考えます。



セラミックパークMINOから見た風景

⑤ 水辺の風景づくり

うるおいのある水辺の風景づくりを推進するため、
水に親しめる場所を創り出していきます。

行政が中心となりながら、うるおいのある水辺の風景づくりを推進するため、河川、池沼等の貴重な自然環境を守り、水に親しめる場所を創り出していきます。

多治見には、まちの中央部を流れる土岐川や、支流の大原川、笠原川等多くの川が流れています。また、昔からのため池もたくさんあります。川や池沼では、花火大会、灯籠流し、魚釣り等が行われたり、きれいな桜並木があり、昔から人々に親しまれてきました。しかし、安全性のみを重視した河川改修や生活排水等による水質の汚染等によって、今までは、川や池沼等の水辺は生活から遠ざかっていました。最近では、その「水辺」の存在が、人が自然とふれあい、心に憩いとやすらぎを与える場として見直され、水に親しめる施設として虎渓用水広場を整備しました。これからも、行政も市民も水辺の自然環境を守り、市街地に子供が安心して遊べるような親水空間を創り出していく等、自然豊かで心にやすらぎを与える水辺の風景づくりに努めなければなりません。

また、市内にある国や県が管理する河川は、水辺の風景づくりに大きな影響を与えます。

国の「かわまち支援制度」に登録された「多治見かわまちづくり計画」では、土岐川の豊かな自然環境や風景を保全するとともに、それらを活かした河川空間づくりを推進します。

今後も、国や県に対して協力を要請していきます。



虎渓用水広場

⑥ 重要な場所の風景づくり

多治見の風景をイメージする上で、重要な場所の風景づくりを積極的に進めます。

街角や駅周辺等、風景に大きな影響を与える重要な場所の施設の所有者等は、施設の意匠や敷地内の緑化等、周囲の風景に配慮し、積極的に風景づくりを推進します。

市街地の街角、まちの玄関口である駅周辺や多治見インター付近、或いは歴史を感じさせる建物の近くや美しい自然を背景としている場所等、多治見の骨格的な要素となっているところは、多治見の風景をイメージする上で重要な場所です。こういうところは、来訪者に自慢できる風景であり、市民にとっても多治見を感じさせる美しい風景であってほしいものです。ある程度の大きさの施設であれば、風景に対して配慮することが必要です。チェーン店等デザインが決まっているものがありますが、こうした場合でも敷地内の緑化や整理整頓等、うるおいのある空間づくりに協力していただく必要があります。

多治見駅南地区市街地再開発事業（プラティ多治見）は、この主旨のもと、多治見の玄関口としてふさわしい居心地の良い訪れたくなる空間を目指して、風景づくりを積極的に進めた施設となっています。



プラティ多治見

3. 風景づくりを進めるための3つの基本手法

多治見市では、「風景づくり」を進めていくために、次の3つの手法を基本に進めていきます。

- ① 不足しているものを創り出していく
- ② 良好なものを守り育てていく
- ③ 悪いものを整えていく

3つの手法をうまく活用するためには、市や他の行政機関、事業者を含めた市民が力をあわせて計画的に進めていくことが大切です。

① 不足しているものを創り出していく

市民や行政の一つひとつの行為・活動によって風景は創られます。

より美しい風景を創り出していくためには、一人ひとりの風景づくり作法（マナー）に全てを委ねるのではなく、施設について一定のルールを設けるほか、公共施設やモニュメント、オブジェ等、公共的な空間の形態やデザイン等について、市民と行政が話し合いながら工夫し、うるおいのある、居心地のよい美しい風景としていきます。

特に、多治見の骨格的な要素となっているところは、多治見の風景をイメージする上で重要な場所なので、風景に対する配慮や整理整頓等、積極的に進めていきます。

また、斜面緑地、蔵、煙突等、多治見の美しい風景を形づくる要素を風景資源として活用し、風景づくりを進めます。

② 良好なものを守り育てていく

多治見の風景は変化に富み、市街地を取り囲む斜面緑地や、ホタルが乱舞する川、美しい渓谷、桜並木の風景もあります。その他にも、美濃焼を感じさせる窯場が散在する場所や、永保寺、修道院、古い蔵等、趣があり、見る者に歴史を感じさせ、落ち着きや、やすらぎを与える建物もあります。

そのような風景をみんなで探し、多治見の良さを発見し、その価値を市民全員が共有するとともに、その風景が損なわれないように知恵を出し合って残していきます。

③ 悪いものを整えていく

多治見の風景づくりを進めていくためには、良いものを守り育て、創ることと同様に、美しい風景を妨げるものをなくしていくことも必要です。例えば、住む人もなく壊れそうな建物は、きちんと管理しなければなりません。街の中の広い駐車場や資材置場、耕作をせずに放置してある農地等は、周囲の風景を壊している場合もあり、こうした公衆の目に触れる公共的な空間では道路側への植栽や適正な管理が必要です。街にあふれる広告物は、風景を損ねている場合も多く、撤去や表示内容の変更等が必要なものもあります。

個人の自由という名のもとに何をしてもよいのではなく、ひとりひとりが周囲への配慮も忘れないように、まちを整え、風景を阻害しているものを整えていきます。

4. 多治見の風景づくりの目標

私たちはだれもが「美しいまちに住みたい」と思っています。自然豊かで、歴史・文化が漂い、優しい人があふれている、そんなまちに住みたいと願っています。そのためには、行政のみならず、まちの主人公である市民一人ひとりが、誇りと愛着のもてる美しいまちにする努力をしていかなければなりません。

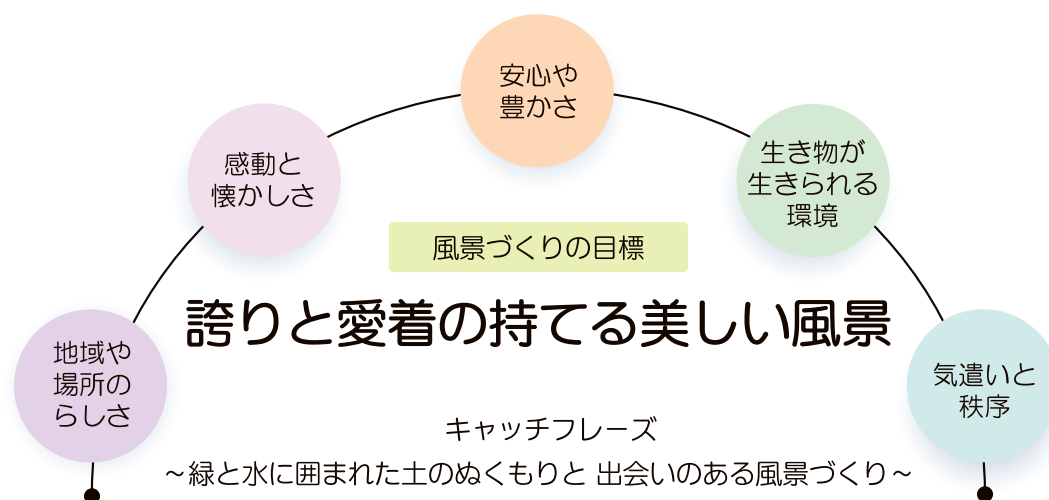
今まで一般的に景観は、広告看板、公園・緑地、建築物や橋梁・道路といったような、直接目に飛びこんでくる表面的な「モノ」の姿として捉えられてきました。そのため、美しい景観をつくるためには、広告物の規制や、公園・緑地等の緑化、景観に配慮した建築や道路建設等の整備が、個々に進められてきました。

しかし、これからは、個々の整備だけではなく景観を複合的に捉え、その背後にあるイメージや雰囲気、賑わい、自分の体験等も加えた総合的な視点、いわゆる「風景」の視点で景観を捉えていくことが大切です。

多治見では、「美しいまちに住みたい」という市民一人ひとりの思いをかなえるために、ただ単に「モノ」の美しさだけではなく、その背後に隠されたまちの雰囲気等も含めた風景について考え、その場にあった美しい風景としていきます。

そのため、多治見における風景づくりの目標を、「安心や豊かさ」、「気遣いと秩序」、「生き物が生きられる環境」、「地域や場所のらしさ」、「感動と懐かしさ」が相互に錯綜して醸し出される美しい風景とします。

また、多治見の風景の特徴を踏まえ、美しい風景づくりのキャッチフレーズを、「緑と水に囲まれた、土のぬくもりと出会いのある風景づくり」とします。



5. 関係主体それぞれの役割、責任、義務

① 市民の責任と義務

市民は、自らが風景を創っている「主人公」であることを認識することが大切です。家の周りでも、特に人の目につくところはきちんと整理する等、風景づくり作法に配慮し、より美しい風景を創る努力をすることが必要です。特に、大きな施設を建てたりするときは、周囲への影響等を考慮して、最低限のルールを守らなくてはなりません。

なお、ここで言う「市民」とは、市内に住所があったり、市内に土地や建築物等をもっていたり、これから市内に建築物等を建てたりする人や事業所（法人）、市内に勤務先がある人等、風景づくりに関わる人をいいます。

② 市の責任と義務

風景づくりの総合的な施策の実施

市は、行政内部の意思統一を図り、横断的・総合的かつ計画的に風景づくりを推進しなければなりません。そのために、地区計画、建築協定、緑地協定等の法律の制度や、現在ある「緑の育成及び保護に関する条例」等市の制度との調整や活用も大切です。また、市民が風景づくりに取り組みやすくするために、積極的に市民の意見を聴かなければなりません。

公共施設の整備改善等における風景づくりの先導的な役割

市は、大規模な施設を整備することが多いため、特に十分な配慮が必要です。公共施設は大きさも用途も様々ですが、市民が日常的に利用するものであり、市民と行政の共有の財産です。このため特別凝っていないくても、使い勝手がよく、周囲の風景に溶け込むような施設であることが大切です。また、維持管理を適切に行い既存のものを有効に活用することも大切です。周囲に配慮した公共施設の整備を行ったり、公共用地の積極的な緑化を行うなど、周囲の人たちが行う風景づくりの手本とならなければなりません。

風景づくりに関する市民意識の向上・知識の普及・市民活動への支援

市は、美しい風景づくりを推進する「総合的窓口」として市民活動を支援し、また、市民の風景づくりに対する意識を向上させるために、風景づくり作法のPRや風景づくりの手本となる事例の紹介、子どもたちへの教育等の啓発活動を行っています。

風景づくりのための国や地方公共団体等への協力要請

市は、市よりも大規模な河川改修や道路建設等公共施設の整備を行うことの多い県や国等に対し、多治見の美しい風景をつくるために協力を要請していきます。

③ 市民の権利と公の利益との調整

風景づくりにあたっては、市民の権利を尊重しつつ、公の利益との調整に注意しなければなりません。

ビルの建築や開発事業等は、風景に大きな影響を及ぼします。一方、こうした行為は市民の権利に基づき行われるため、一方的に制限することはできませんが、権利を行使する人も、風景が市民共通の財産であることを認識して、公の利益を損なわないよう行動しなければなりません。このため市は、風景づくりに関する条例により、助言を行う等、市民の権利と公の利益の調整を図っていきます。